

児童手当

支給対象

児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校第3学年修了前の児童)を養育している方に支給されます。

ただし、認定請求書未提出、前年の所得(1月から5月までの月分の手当については前々年の所得)が一定以上の場合には児童手当等は支給されません。



1 支給額

第1子……………5,000円

第2子……………5,000円

第3子以上……………10,000円

2 支給時期

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。年3回、支払月の10日ごろ4カ月分まとめて支払ます。

3 はじめに行うこと

認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、「認定請求書」の提出が必要です。

「認定請求書」を提出し、市の認定を受けなければ児童手当を受ける権利が発生しません。

児童手当等は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

認定請求に必要な添付書類等

★健康保険被保険者証の写し等

請求者(受給者となる方)が被用者(サラリーマン等)である場合に提出が必要。(厚生年金加入者等)

★児童手当用所得証明証

提出が必要な方

いなべ市にその年の1月1日に住所がなかった方(1月から5月までの月分の手当の認定請求の場合は前年の1月1日にいなべ市に住所のなかった方)

証明する年

認定請求日の前年分所得(1月から5月までの月分の手当については前々年分所得)

★請求者の銀行等の口座番号、年金手帳基礎記号番号など

この他に必要に応じて提出する書類があります。(養育する児童と別居している場合など)添付書類は認定請求の後日に提出していただいてもかまいません。添付書類が全てそろわないと認定されませんが、認定請求を提出された翌月からの認定になりますので注意してください。

4 児童手当の額が増額(減額)される時

現在、児童手当等の認定を受けられている方が、出生などにより支給の対象となる児童が増えたときには「額改定認定請求書」の提出が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

5 現況届、所得制限により却下となられた方について

現況届につきましては現受給者の方あてに5月末頃送付予定です。

児童手当は毎年6月に年度切替えを行い、所得等の確認をすることになっております。そのため、毎年6月に現況届を提出し所得判定等を行っています。

昨年この現況届により受給資格を消滅された方、以前から所得要件により受給されていない方について、5月中に新たに申請をしていただければ新年度での判定をさせていただきます。該当すると思われる方は5月末までに申請手続きをしてください。なお、申請されましても所得制限により必ずしも該当するとは限りません。

また、申請月の翌月からの認定となりますので、申請が遅れますと該当されましても支給開始月が遅れてしまいますので遅れないようお願いいたします。

市のほうから個別の通知はしませんのでよろしくお願い申し上げます。該当するかどうかは申請していただかないと判断できませんのでご了承ください。

問い合わせ先……大安庁舎 こども家庭課 ☎78-3513 FAX78-1114